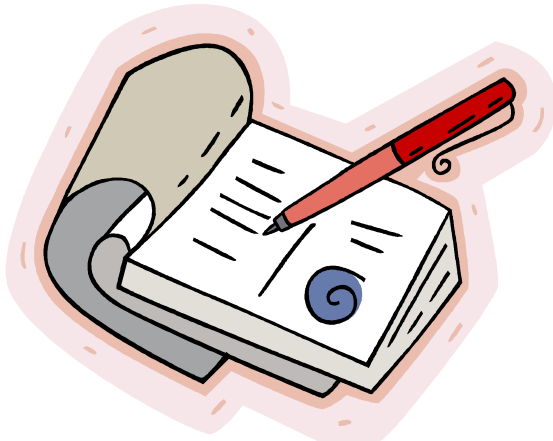


雇用促進計画の提出手続き

～雇用促進税制の適用を受けるために～



地方拠点強化税制における雇用促進税制が 拡充されました！

- ◆ 雇用促進税制とは、**適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業等は2人以上）増加させる**など一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除の適用が受けられる制度です。
- ◆ **雇用促進税制は、同意雇用開発促進地域^(※)における無期雇用かつフルタイムの雇用者数の増加 1人あたり40万円の税額控除**が受けられます。

(※) 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条に規定する地域

[詳しくは] 厚生労働省HP http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiiki-koyou_02a.pdf

- ◆ **地方拠点強化税制における雇用促進税制は、一定の要件を満たす場合、1人あたり最大90万円の税額控除**が受けられます。

(※) 本制度を利用するに当たっては、こちらのURLをご確認ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

- ◆ 適用を受けるためには、あらかじめ
「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

◆税額控除を受けるためには、雇用者数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります。

詳細は2ページ以降をご覧ください



厚生労働省 都道府県労働局

雇用促進税制とは

～新規雇用者数を増やすことにより税制の優遇措置が受けられます～

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に始まる事業年度（以下「適用年度」といいます）※¹において、**雇用増加者数5人以上**（中小企業は2人以上）、かつ、**雇用増加割合10%以上**等の要件を満たす企業が、**同意雇用開発促進地域**※²内に所在する事業所において、新たに雇い入れた**無期雇用**※³かつ**フルタイム**※⁴の雇用増加者数※⁵ 1人当たり**40万円**の**税額控除**※⁶が受けられます。

- ※¹ 個人事業主の場合は、平成29年1月1日から平成30年12月31日までの各年。
- ※² 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条に規定する同意雇用開発促進地域をいいます。詳しくはこちら：http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiiki-koyou_02a.pdf
- ※³ 労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していることをいいます。
- ※⁴ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者でないことをいいます。
- ※⁵ 適用年度の終了時においても、引き続き当該事業所に勤務している雇用保険一般被保険者（以下「一般被保険者」という。）に限ります。また、適用年度中の全ての事業所における一般被保険者増加数又は同意雇用開発促進地域内に所在する全ての事業所における一般被保険者増加数のどちらか少ない方が上限になります。
- ※⁶ 当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります。

【同意雇用開発促進地域内に所在する事業所の雇用保険適用事業所番号について】

平成28年度以降に適用年度が開始する場合で雇用促進税制の活用を希望する場合、原則として※、同意雇用開発促進地域内に所在する事業所は一の雇用保険適用事業所となる必要があります。

計画開始時に雇用保険適用事業所番号を取得できるよう、必要に応じた手続きを行ってください。ご相談はお近くのハローワークまたは労働局までお問い合わせください。

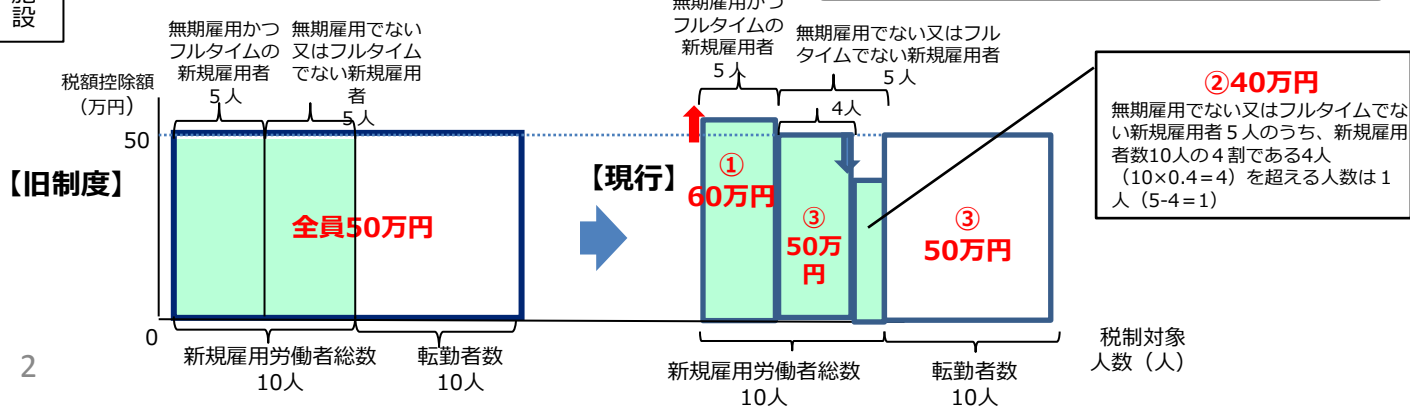
※ 例外的に、やむを得ない事情により同意雇用開発促進地域内に所在する事業所を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合には、計画終了時において、計画期間の初日の前日及び計画期間の終了日における対象となる事業所において勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類（計画期間中に高年齢被保険者になった者がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。））を提出する必要があります（7頁参照）。

地方拠点強化税制における雇用促進税制（拡充型）の事例（注）その他、諸要件は満たすものとする。

※制度内容が記載されている3頁をあわせて参照ください。

・雇用増加者数：20人 ・法人全体での雇用増加者数：50人

- 特定業務施設
- ・新規雇用労働者総数：10人
 - ・無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数：5人
 - ・それ以外の新規雇用者数：5人
 - ・転勤者：10人



地方拠点強化税制における雇用促進税制とは

～本社機能の移転・拡充により税制の優遇措置が受けられます～

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主においては、以下の税制優遇が受けられます。

【拡充型】 ※具体的な事例が記載されている2ページをあわせて参照ください。

ア 地方において本社機能を拡充し雇用者を増加させた場合※1には、特定業務施設における雇用増加者数※2に対して、次の金額の合計を税額控除

①無期雇用かつフルタイムの新規雇用者1人当たり**60万円**

（法人全体の雇用者増加率が10%未満の場合：30万円）

②無期雇用でない又はフルタイムでない雇用者の占める割合が4割を超える時には、その超過部分に相当する人数について1人当たり**40万円**（同：10万円）

③特定業務施設における雇用増加者数から①及び②を控除した人数について1人当たり**50万円**（同：20万円）

※1 適用年度に法人全体の一般被保険者の数を5人以上（中小企業の場合には2人以上）増加させることが必要。

※2 計画期間の終了日に当該特定業務施設に勤務している一般被保険者で、新規雇用者数又は他の事業所からの転勤者をいい、法人全体での雇用増加者数又は特定業務施設における雇用増加者数のどちらか少ない方が上限。

【移転型】

イ 東京23区から地方に本社機能を移転して整備する場合には、拡充型の税額控除額に加え、当該特定業務施設における雇用増加者数1人当たり**30万円**の税額控除（アと併せて、1人当たり**最大90万円**の税額控除）※法人全体及び特定業務施設における雇用者数を維持していれば最大3年間継続。

【特定業務施設とは】

地域再生法により規定される、事業者の事業や業務を管理、統括、運営している業務施設をいい、登記簿上の判断ではなく実際に本社機能を有する業務施設をいいます。

【特定業務施設の雇用保険適用事業所番号について】

地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を希望する場合、原則として※、整備する事業所（特定業務施設）は一の雇用保険適用事業所となる必要があります。

特定業務施設を新設する場合は、整備後できるだけ速やかに雇用保険適用事業所番号を取得してください。既存施設（あるいはその一部）を特定業務施設とする場合には、当該特定業務施設とする部分のみの雇用保険適用事業所番号が付与されるよう、必要に応じた手続きを行ってください。ご相談はお近くのハローワークまたは労働局までお問い合わせください。

※ 例外的に、やむを得ない事情により特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合には、計画終了時において、計画期間の初日の前日及び計画期間の終了日における対象となる特定業務施設において勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類（計画期間中に高年齢被保険者になった者がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。））を提出する必要があります（7ページ参照）。

対象となる事業主の要件

☐ 青色申告書を提出する事業主であること

☐ 適用年度とその前事業年度※¹に、事業主都合による離職者※²※³がないこと

- ※¹ 事業年度が1年ではない場合は、適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度。
- ※² 一般被保険者および高年齢被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。
高年齢被保険者とは、65歳以上で新たに雇用された人又は65歳に達する日以前に雇用されていた事業主に65歳に達した日以降も引き続いて雇用されている人で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者ではない人をいいます。
- ※³ 事業主都合による離職にもかかわらず、自己都合離職としていることが判明した場合は、雇用促進税制の対象になりません。

☐ 適用年度に雇用者（一般被保険者）の数を5人以上（中小企業※¹の場合は2人以上）、かつ、10%以上増加※²※³させていること

- ※¹ 中小企業等とは以下のいずれかを指します。
 - ・資本金1億円以下の法人
 - ・資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人（個人事業主の場合は、常時使用する従業員数が1000人以下の個人）
 - ・農業協同組合等

- ※² 雇用増加者数は、適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差です。

$$\text{雇用増加割合} = \frac{\text{適用年度の雇用増加者数}}{\text{前事業年度末日の雇用者数}}$$

- 適用年度前から雇用していた人が適用年度途中に65歳となり、高年齢被保険者として適用年度末まで雇用していた場合には、当該人数を前事業年度末日の雇用者数から引いた上で雇用増加者数を算出します。

〔詳細は19ページをご確認ください〕

- ※³ 地方拠点強化税制における雇用促進税制においては、雇用増加者数が10%未満の場合でも税額控除が受けられる場合があります。

☐ 適用年度における給与等※¹の支給額が、比較給与等支給額※²以上であること

- ※¹ 給与等とは、雇用者に対する給与であって、法人の役員と役員の特殊関係者（役員の親族など）に対して支給する給与および退職給与の額を除く額をいいます。
- ※² 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額
+（前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%）

☐ 風俗営業等※を営む事業主ではないこと

- ※ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業（キャバレー、ナイトクラブ、麻雀店、パチンコ店など）

～ご注意ください～

次の事業年度については、雇用促進税制の適用はありません。

- ・設立（合併等による設立を除く）の日を含む事業年度
- ・解散（合併等による解散を除く）の日を含む事業年度
- ・清算中の事業年度

確定申告までの流れ

適用年度開始 ①雇用促進計画を作成・提出

適用年度開始後又は地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定後
2か月以内に主たる事業所を管轄するハローワーク※1に雇用促進計画を提出してください。※2※3
〔提出書類は6冊をご確認ください〕

➡ ハローワークは、「雇用促進計画－1」に受付印を押印し「雇用促進計画－5」とホッチキス留めした上で雇用促進計画を返却※4します（この押印は、**収受の事実を確認するものであり、内容を確認したことを証するものではありません**）。計画開始（適用年度開始）時の一般被保険者数は、計画終了（適用年度終了）時にあわせて確認します。
返却された雇用促進計画は、適用年度終了まで大切に保管してください。

適用年度中

ハローワークが、雇用者の新規採用を支援します。
最寄りのハローワークにご相談ください！

適用年度終了 ②雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後**2か月以内（個人事業主は翌年の3月15日まで）**に、主たる事業所を管轄するハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認※5を求めてください。※3
〔提出書類は6～7冊をご確認ください〕

➡ ハローワークは、提出された書類を預かり、各都道府県労働局（またはハローワーク）が、雇用促進計画の達成状況を確認した上で、ホッチキス留めされた「雇用促進計画－1」及び「雇用促進計画－5」※4を返送します。**お預かりしてから返送までに約2週間（4月・5月は1ヶ月程度）要しますので、確定申告期限に間に合うよう余裕をもって提出してください。**

なお、雇用促進計画の達成状況の確認とは、確認の時点において把握できた雇用保険適用事業所に関する情報に基づき、「雇用促進計画－1」及び「雇用促進計画－5」※4の記入内容を確認するものです。記入内容と各都道府県労働局（またはハローワーク）が確認できた内容とが異なる場合は、確認できた内容に朱書き修正の上、計画終了（適用年度終了）時確認印を押印して返送します。

返 送

確定申告 ③税務署に申告

達成状況の確認を受けているホッチキス留めされた「雇用促進計画－1」及び「雇用促進計画－5」の写し※4を確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

※1 その際、提出事業所以外の事業所が、重複して雇用促進計画を提出することのないように注意してください。

※2 事業年度開始時に雇用促進計画を提出した企業が、事業年度中に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた場合には、認定後2ヶ月以内に改めて雇用促進計画を提出し直してください。

※3 **郵送による受付も可能**ですが、**提出期限必着**となります。

※4 地方拠点強化税制における雇用促進税制の場合は、ホッチキス留めされた「雇用促進計画－1」及び「雇用促進計画－4」となります。

※5 雇用促進計画の達成状況の確認は、適用年度中の**一般被保険者の資格取得届・喪失届の提出後、一定期間（2週間程度を目安）経過後を目途に行うようにしてください**。なお、雇用促進計画の達成状況の確認を求めた後に、雇用保険被保険者資格取得届・喪失届を提出しても、達成状況の再確認は行いません。

提出書類（計画開始（適用年度開始）時）

■ 計画開始（適用年度開始）時

☐ 雇用促進計画－ 1	1 部
☐ 雇用促進計画－ 2	1 部
☐ 雇用促進計画－ 4（※ 1）	1 部
☐ 雇用促進計画－ 5	1 部
☐ 主たる事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類 雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写しなど	1 部
☐ 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所の雇用保険適用事業所番号が 分かる書類（※ 2） 雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写しなど	1 部
☐ 「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」及び 「地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定通知書」の写し（※ 1）	1 部
☐ 特定業務施設の「雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控え」の 写し（※ 1）（※ 3）	1 部
☐ 必要に応じ、以下の資料（※ 1） ア 「移転型」の場合で地方活力向上地域特定業務施設整備計画 2 年目において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画 1 年目に公共職業安定所の確認を得た「雇用促進計画- 1」及び「雇用促進計画- 4」（ホッチキスで留めたもの）の写し イ 「移転型」の場合で地方活力向上地域特定業務施設整備計画 3 年目において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画 1 年目及び 2 年目において、公共職業安定所の確認を得た「雇用促進計画- 1」及び「雇用促進計画- 4」（ホッチキスで留めたもの）の写し	1 部 (イは 1 部ずつ)

- (※ 1) 地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を希望する場合に限ります。
- (※ 2) 計画期間開始時に用意できる場合は計画開始時に提出してください。計画開始時に提出している場合には、計画終了時に提出する必要はありません。
なお、計画開始時に単独の雇用保険適用事業所番号を所持していない場合は、同意雇用開発促進地域内に所在する事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類に代えて、当該事業所が存在することが分かる書類（法人の場合は登記事項証明書の写し等、個人の場合は事業所の開始を証明する書類の写し等）を提出してください。
- (※ 3) 地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を希望する場合、計画開始時に用意できる場合は計画開始時に提出してください。計画開始時に提出している場合には、計画終了時に提出する必要はありません。

提出書類（計画終了（適用年度終了）時）

■ 計画終了（適用年度終了）時

☐ 雇用促進計画－1	1 部
計画開始時に押印された「雇用促進計画－1」に雇用増加数などの達成状況を追記したもの	
☐ 雇用促進計画－3	1 部
計画期間中に分割・合併などの企業組織再編を行った場合のみ提出	
☐ 雇用促進計画－4（※1）	1 部
「雇用促進計画－1」と同様に特定業務施設における雇用増加数などの達成状況を追記したもの	
☐ 雇用促進計画－5	1 部
同意雇用開発促進地域内に所在する全ての事業所における雇用増加数などの達成状況を追記したもの	
☐ 特定地域基準雇用者数総括表	1 部
同意雇用開発促進地域内に所在する事業所ごとに必要事項が記載されたもの	
☐ 「特定地域基準雇用者数総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写し	各 1 部
☐ 地方拠点強化税制の総括表（※1）	1 部
特定業務施設の事業所ごとに必要事項が記載されたもの	
☐ 「地方拠点強化税制の総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写し（※1）	各 1 部
☐ 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類（※2）	1 部
雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写しなど	
☐ 特定業務施設の「雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控え」の写し（※1）（※2）	1 部
☐ 必要に応じ、以下の資料（※1）	各1部
ア 既存施設を特定業務施設として計画期間中に一の雇用保険適用事業所とした場合、計画期間の初日の前日における当該特定業務施設において勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類（計画期間中に高年齢被保険者になった者がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。））	
イ 特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合、「地方拠点強化税制の総括表」に記載されている新たに雇用された一般被保険者の数が確認できる書類（※3）	
ウ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画が変更された場合には、変更後の地方活力向上地域特定業務施設整備計画とその認定通知書の写し	
エ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定が取り消された場合には、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の取消通知書の写し	
☐ 返信用封筒	1 部
返送先を記入し、簡易書留の所要額の切手を貼り、「雇用促進計画在中」と明記したもの	

（※1）地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を希望する場合に限ります。

（※2）計画開始時に提出している場合には、計画終了時に提出する必要はありません。例外的に、同意雇用開発促進地域内に所在する事業所を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合及び特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合には、**計画期間の初日の前日及び計画期間の終了日**における当該事業所において勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類（計画期間中に高年齢被保険者になった者がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。））を提出してください。

（※3）例外的に、特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合においては、特定業務施設において新たに雇用された一般被保険者の数（無期雇用かつフルタイム以外の新規雇用者も含む。）が確認できる書類（計画期間の終了日における出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し）を提出してください。

雇用促進計画の記入方法

雇用促進計画－1（見本）

計画開始（適用年度開始）時に記入する項目

雇用促進計画－1

計画終了（適用年度終了）時に記入する項目

①計画開始

番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	②労働者の数 (計画期間の初日の前日)	③うち雇用保険 一般被保険者の数 (計画期間の初日の前日)	④うち使用人等 被保険者及び特例 の特別被保険者の数 (計画期間の初日の前日)	⑤労働者の 目標増加数	⑥労働者の数 (計画期間の終了日)	⑦うち雇用保険 一般被保険者の数 (計画期間の終了日)	⑧うち使用人等 被保険者及び特例 の特別被保険者の数 (計画期間の終了日)	⑨労働者増加数 (⑥-③)-(⑧-④)	⑩過去2年間の 事業主都合 離職の有無	事業所の廃止 又は新設	事業所の廃止 又は新設を行った 年月日
1(主たる事業所)														
計				③	⑤	⑦	⑧	⑥	⑦	⑩	⑨			

⑪ 地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)第7条に規定する同意雇用開発促進地域(以下「同意雇用開発促進地域」という。)内に所在する事業所における労働者増加数のうち雇用保険一般被保険者増加数の合計数……………

⑫ 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所における次のア及びイの要件に該当する雇用保険一般被保険者のうち新規雇用労働者の合計数……………

ア 労働契約法(平成19年法律第128号)第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者でないこと。

⑬ 他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成しているかどうか。

☐はい

計画の名称()

計画の期間(平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで)のうち 期目

※当該計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付けてください。

☐いいえ

※当該計画及び当該計画の期間における労働者の増加数等が分る書類を添付してください。

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けている場合は「はい」にチェックを付けて、計画名称及び計画期間を記入してください。そうでない場合は「いいえ」にチェックを付けてください。

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けている場合で「はい」にチェックを付けた場合に状況を記載する欄です。

⑭ ⑬の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者の合計数(雇用保険一般被保険者に限る。ただし、⑬の計画の対象となっている事業所における⑬欄の合計数又は⑬欄の数のいずれか少ない数が上欄(以下「新規雇用労働者総数」という。))のうち次のア及びイの要件に該当する雇用保険一般被保険者の合計数……………

ア 労働契約法(平成19年法律第128号)第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者でないこと。

⑮ ⑬の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者数のうち、⑬欄に掲げるア又はイの要件に該当しない雇用保険一般被保険者の合計数が、当該事業所における新規雇用労働者総数に占める割合が4割を超えるときは、その超過部分に相当する数(その数に1未満の端数がある時は、これを1に切り上げるものとする。)……………

⑯ ⑬の計画の対象となっている事業所における⑬欄の合計数又は⑬欄の数のいずれか少ない数から、⑬欄の数及び⑬欄の数の合計数を控除した数(その数が0に満たない場合にあっては0)……………

※⑭～⑯欄及び⑬～⑯欄は、計画期間の終期に記入

<計画開始時>

雇用対策法施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は
法人名(代表者氏名)
所在地
担当者名及び連絡先

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

<計画終了時>

雇用対策法施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画の達成状況について記載した書類を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は
法人名(代表者氏名)
所在地
担当者名及び連絡先

(所在地・担当者名及び連絡先は計画開始時から変更のある場合のみ記載)

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

① 各事業所における計画開始時及び計画終了時の雇入れ状況を記載する欄です。

② 計画終了時に、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）に規定する同意雇用開発地域における事業所の雇入れ状況を記載する欄です。

③ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けている場合は「はい」にチェックを付けて、計画名称及び計画期間を記入してください。そうでない場合は「いいえ」にチェックを付けてください。

④ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けている場合で「はい」にチェックがある場合に、税額控除の対象となる数を記載する欄です。

⑤ 計画開始時に法人名等を記載する欄です。

⑥ 計画終了時に法人名等を記載する欄です。

雇用促進計画の記入方法

計画開始（適用年度開始）時の記入方法

～雇用促進税制及び地方拠点強化税制における雇用促進税制 共通のご案内～

【雇用促進計画－１】（記入例）

①計画期間：平成 29 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日 まで

番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	②労働者の数 (計画期間の初日の前日)	④うち雇用保険一般被保険者数 (計画期間の初日の前日)	⑥うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数 (計画期間の初日の前日)	⑧労働者の目標増加数
1 (主たる事業所)	(株)〇〇 本社	東京都 × × …	1234-567890-0	50	40	1	10
2	× × 支社	埼玉県 × × …		0	0	0	5
3	△△支社	愛知県 × × …	***				
4	□□支社	北海道 × × …	****-*				
計	全ての雇用保険適用事業所について記入してください			③ 100	⑤ 75	⑦ 2	⑨ 19

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けている場合は、2 番目以降に特定業務施設に関する内容を記載し、○を付けてください。

提出時点において、特定業務施設が整備されていない場合には、雇用保険適用事業所番号についての記載は不要ですが、事業所の名称及び所在地については、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載している内容を記載してください。

- 主たる事業所が、全ての事業所分（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結子法人を含む）をまとめて記入してください。
- ①欄の計画期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の期間（個人事業主の場合は平成29年及び平成30年の各年の1月1日から12月31日まで）を記載してください。
- 地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を予定している場合には、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日（平成27年8月10日から平成30年3月31日までの間に限る）から翌日以後2年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度（個人事業主の場合は地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日（平成27年8月10日から平成30年3月31日までの間に限る）の属する年以後3年内の各年）を記載してください。
- ②欄には、計画期間初日の前日の全ての労働者の数を記入してください（事業年度終了日に離職した人を含む）。④欄には、②欄のうち雇用保険一般被保険者の数を記入し、さらに⑥欄には④欄のうち、ア) 使用人兼務役員及びイ) 役員及び使用人兼務役員の特殊関係者の数の合計数を記入してください。
- 事業主が有する事業所の数が4か所を超える場合は、続紙に記入してください。その際、③欄、⑤欄、⑦欄及び⑨欄は、続紙に記入した事業所を含め、全ての事業所について合計した人数を記入してください。

【雇用促進計画－２（求人申込み見込み）】（記入例）

募集・採用時期や職種・労働条件などは、分かる範囲で、できるだけ詳細に記入してください。

番号	事業所の名称	雇用保険適用事業所番号	期間中の労働者の求人数見込み	うち雇用保険一般被保険者の求人数見込み	募集・採用時期	職種・労働条件	公共職業安定所への求人提出希望	担当者名	電話番号
1	(株)〇〇本社	1234-567890-0	7	3	9月上旬	販売及び接客対応 時給1000円、勤務時間9:00～17:00、週5日勤務	有・無	厚労太郎	03-1234-5678
2	"	"	3	2	1月下旬	経理 月給25万円、勤務時間9:30～18:15、週休2日	有・無	"	"
3	× × 支社		5	5	3月上旬	事務 月給〇万円、勤務時間***～***、週休2日	有・無	× × × ×	〇〇〇
4	△△支社	****-*****-*	4	3	3月1日	配達員 日給〇〇円、勤務時間***～***、週〇日勤務	有・無	△△△△	

- 労働者の求人数見込みは、「雇用促進計画－１」の⑧欄に対応させて記入してください。（雇用促進計画提出時点で雇入れが終了している人数については、記入不要）
- 単一の事業所において、募集・採用時期、職種・労働条件などが異なる求人を提出する見込みがある場合は、欄を分けて記入してください。

【雇用促進計画－４】（記入例） ※地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を希望する場合のみ記載。

①(拡充型・移転型) 認定を受けた整備計画の期間(平成 29 年 4 月 1 日 から 平成 32 年 3 月 31 日 まで)のうち 1 期目

②				整備計画1期目			整備計画2期目			整備計画3期目			
番号	事業所の 名称	事業所の 所在地	雇用保険 適用 事業所番 号	③ 整備計画 認定日を含 む事業 年度開始 時の雇用 保険一般 被保険者 数	⑤ 整備計画 1期目終 了時の雇 用保険一 般被保険 者数	⑦ 整備計画 1期目に おける雇 用保険一 般被保険 者増加数 (⑤－③)	⑨ 整備計画 2期目終 了時の雇 用保険一 般被保険 者数	⑪ 整備計画 2期目に おける雇 用保険一 般被保険 者増加数 (⑨－⑤)	⑬ 整備計画 2期間で の累積増 加数 (⑦＋⑪)	⑮ 整備計画 2期目に おける法 人全体の 雇用保険 一般被保 険者増加 数	⑰ 整備計画 3期目に おける雇 用保険一 般被保険 者増加数 (⑮－⑨)	⑲ 整備計画 3期間で の累積増 加数 (⑦＋⑪ ＋⑲)	⑲ 整備計画 3期目に おける法 人全体の 雇用保険 一般被保 険者増加 数
2	×× 支社	島根県 *****		0									
				特定業務施設のみを記載してください。									
計				④	⑥	⑧		⑩	⑫	⑭		⑯	⑰

- ①欄には、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に係る事業について、「移転型」もしくは「拡充型」に○を付してください。「認定を受けた整備計画の期間」の欄については、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の計画期間を記載するとともに、当該様式を申請する期間が地方活力向上地域特定業務施設整備計画の何期目に当たるのか記載してください。
- ②欄には、「雇用促進計画－１」様式に記載している**特定業務施設について**、「雇用促進計画－１」に記載した「番号」、「事業所の名称」、「事業所の所在地」及び「雇用保険適用事業所番号」を再掲してください。
- 整備計画1期目の③欄には「雇用促進計画-1」の④欄の内容を再掲し、④欄には合計数を記載してください。

【雇用促進計画-4】について

地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用年度は、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定日を含む事業年度から3年間です。**「移転型」については、30万円の税制控除が最大3年間継続して受けられることから、特定業務施設における雇用保険一般被保険者の増減を継続把握する必要があるため、実際に当該年度に税制の適用を受けられるかどうかに関わらず、税制の適用年度中は「雇用促進計画」を継続して提出してください。**

【雇用促進計画－５】（記入例） ※同意雇用開発促進地域内に所在する全ての事業所の状況を記載。

①計画期間:平成 29 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日 まで

「雇用促進計画－１」の内容を再掲してください。

番号	「雇用促進計画-1」の番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	②労働者の数(計画開始時)	④うち雇用保険一般被保険者数(計画期間の初日の前日)	⑥うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数(計画期間の初日の前日)	⑧労働者の目標増加数
1	5	〇〇支社	栃木県×××	*****-*****-*		5	0	
2	6	××支社	京都府×××			2	0	
3								
計		同意雇用開発促進地域内に所在する全ての事業所について記入してください。			③	⑤ 14	⑦ 0	⑨

雇用保険適用事業所である場合には「雇用促進計画－１」の内容を再掲してください。雇用保険適用事業所でない場合には、必要事項を記載してください(雇用保険適用事業所番号についての記載は不要)。

- 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所のうち、雇用保険適用事業所である場合は、「雇用促進計画-1」に記載した事業所の番号、事業所の名称、事業所の所在地及び雇用保険適用事業所番号並びに④欄及び⑥欄の内容を再掲してください。
- 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所のうち、雇用保険適用事業所ではない事業所(雇用保険事業所非該当施設を含む)の場合には、事業所の名称及び事業所の所在地並びに④欄及び⑥欄の内容を記載してください。なお、記載に当たっては「雇用促進計画-1」の裏面〔記載の注意〕(2)～(3)を参照してください。
- ⑤欄及び⑦欄には、それぞれ④欄及び⑥欄の合計を記載してください。
- ②欄、③欄、⑧欄及び⑨欄については、記載は不要です。

計画終了（適用年度終了）時の記入方法 ～雇用促進税制～

※地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を希望する場合は14を参照ください。

【雇用促進計画－1】（記入例）

番号	⑩労働者の数 (計画期間の終了日)	⑫うち雇用保険 一般被保険者数 (計画期間の終了日)	⑭うち使用人兼 務役員及び役員の 特殊関係者数 (計画期間の終了日)	⑯労働者 増加数 (⑩－⑫)	⑮うち雇用保険 一般被保険者 増加数 (⑫－⑬)－(④－⑥)	⑳過去2年間の 事業主都合 離職の有無	事業所の廃止 又は新設	事業所の廃止 又は新設を行 った日
1 (主たる 事業所)	60	45	1	10	5	有 無	廃止・新設	月 日
2	5	4	0	5	4	有 無	廃止・新設	3月 3日
3	20	10	0	0	0	有 無	廃止・新設	月 日
4	0	0	0	▲10	▲10	有 無	廃止・新設	9月 30日
計	⑪ 130	⑬ 92	⑮ 1	⑰ 30	⑲ 18			

全ての雇用保険適用事業所について記入してください。

- 主たる事業所が、全ての事業所（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結子法人の雇用保険適用事業所を含む）分をまとめて記入してください。
- ⑩欄には、計画期間の終了日の全ての労働者の数、⑫欄には、⑩欄のうち一般被保険者の数を記入し、さらに⑭欄には⑫欄のうち、ア）使用人兼務役員及びイ）役員及び使用人兼務役員の特殊関係の数の合計数を記入してください。
- ⑯欄には、⑩欄の数から⑫欄の数を引いた人数（減少した場合はマイナスの数）を記入してください。
- ⑮欄には、⑫欄の数から⑭欄の数を引いた人数から、④欄の数から⑥欄の数を引いた人数を引いて（減少した場合はマイナスの数）記入してください。
- 計画期間中に高年齢被保険者（雇用保険法第37条の2第1項に規定するもの。）となった人がいた場合は、その人数は前事業年度末日の雇用者数から引いた上で雇用増加数を算出します。〔詳細は19をご確認ください〕。⑪欄、⑬欄、⑮欄、⑰欄及び⑲欄は、続紙に記入した雇用保険適用事業所を含め、全ての事業所について合計した人数を記入してください。
- ⑳欄には、適用年度とその前事業年度についての事業主都合離職（雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因が「3 事業主の都合による離職」に該当するもの）の有無について記入してください。
- 以下の場合は、雇用促進税制の適用要件を満たしていないため、適用を受けることはできません。
 - ⑫欄に「有」の記入がある場合
 - ⑲欄の数が5人未満（中小企業は2人未満）である場合
 - ⑮欄の数から⑦欄の数を引いた数に対する⑲欄の割合が10%未満である場合
- 計画期間中に雇用保険適用事業所の廃止または新設を行った場合は、該当箇所に丸を付けるとともに、廃止または新設を行った日を記入してください。なお、新設事業所における新規雇用増加数は税額控除の対象となりませんが、上限となる法人全体の雇用保険一般被保険者増加数を確認する際に必要な情報となりますので記入してください。

（続いて、⑳、㉑欄の数を記入してください）

- ㉑欄が税額控除の対象となる雇用増加数となり、⑲欄又は㉑欄のいずれか少ない方が上限になります。

㉑ 地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)第7条に規定する同意雇用開発促進地域(以下「同意雇用開発促進地域」という。)内に所在する事業所における労働者増加数のうち雇用保険一般被保険者増加数の合計数

㉒ 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所における次のア及びイの要件に該当する雇用保険一般被保険者のうち新規雇用労働者の合計数

- ア 労働契約法(平成19年法律第128号)第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
- イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者でないこと。

- ㉑欄には、「雇用促進計画－5」の⑲欄に記載されている数（同意雇用開発促進地域内に所在する事業所における、計画期間中に増加した労働者のうち一般被保険者数の合計）を記載してください。
- ㉒欄には、「雇用促進計画－5」の㉑欄に記載されている数（計画期間中に新たに雇用した一般被保険者でア及びイを満たす労働者（無期雇用かつフルタイムの労働者）で計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に勤務している労働者数の合計）を記載してください。

【雇用促進計画－５】（記入例）

番号	「雇用促進計画－１」の番号	⑩労働者の数 (計画期間の終了日)	⑫うち雇用保険 一般被保険者数 (計画期間の終了日)	⑭うち使用人兼 務役員及び役員の 特殊関係者数 (計画期間の終了日)	⑮労働者 増加数 (⑩－⑫)	⑮うち雇用保険 一般被保険者 増加数 (⑫－⑭)－(④－⑥)	⑮ア及びイの要 件を満たす新 規雇用労働者 数	事業所の廃止 又は新設	事業所の廃止 又は新設を行 った日
1	5		20	0		15	13	廃止・新設	月 日
2			4	0		2	2	廃止・新設	月 日
計		⑪	⑬ 24	⑮ 0	⑮	⑮ 17	⑮ 15		

ア 労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者でないこと。

- 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所のうち、雇用保険適用事業所である事業所については、「雇用促進計画-1」の番号に加え、「雇用促進計画-1」に記載した⑫欄、⑭欄及び⑮欄並びに「事業所の廃止又は新設」欄及び「事業所の廃止又は新設を行った日」欄の内容を再掲してください。なお、新設事業所における新規雇用増加数は税額控除の対象となりませんが、同意雇用開発促進地域内に所在する全ての事業所における一般被保険者増加数を確認する際に必要な情報となりますので記入してください。
- 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所のうち、雇用保険適用事業所ではない事業所（雇用保険事業所非該当施設を含む）については、⑫欄、⑭欄及び⑮欄並びに「事業所の廃止又は新設」欄及び「事業所の廃止又は新設を行った日」欄までを記載してください。なお、記載に当たっては、「雇用促進計画-1」の裏面〔記載の注意〕（3）、（5）、（6）、（7）、（8）及び（9）を参照してください。
- ⑮欄は、各事業所において、計画期間中に新たに雇用した一般被保険者のうち、ア及びイを満たす労働者（無期雇用かつフルタイムの労働者）で計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に勤務している労働者数を記載してください。記載される数は、計画終了時の提出書類である「特定地域基準雇用者数総括表」並びに「特定地域基準雇用者数総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写しにより把握できる数に限ります。
- ⑬欄、⑮欄、⑮欄及び⑮欄には、それぞれ⑫欄、⑭欄、⑮欄及び⑮欄の合計を記載してください。なお、⑮欄の内容は「雇用促進計画－1」の⑮欄の内容に一致し、⑮欄の内容は「雇用促進計画－1」の⑮欄と一致します。
- ⑩欄、⑪欄、⑮欄及び⑮欄については、記載は不要です。

「雇用促進計画-5」に記載した事業所単位で「特定地域基準雇用者数総括表」を取りまとめ、雇用促進税制の対象となる労働者の詳細を記入してください。

特定地域基準雇用者数総括表

番号(※1) (※1)「雇用促進計画-5」 の番号		1	事業所の名称	〇〇支社	雇用保険適用事業所番号	※※※※-※※※※※-※
事業所の住所		栃木県××・・・				
番号	氏名	厚生 A男			雇用保険被保険者番号	
1	雇用保険被保険者 資格取得日	平成 29 年 4 月 1 日			○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ - ○	
	期間の定めのない雇用(※2)であるかどうか (※2)労働契約法(平成19年法律第128号) 第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。	期間の定めのない雇用 (無期雇用)			フルタイム雇用(※3)であるかどうか (※3)短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者でないこと。	フルタイム雇用 パートタイム雇用
	本人確認	上記の内容について間違いのないことを確認し、同意しました。 平成 30 年 3 月 31 日 (本人署名) 厚生 A男				
	2	氏名	労働 B子			雇用保険被保険者番号
10	本人確認	上記の内容について間違いのないことを確認し、同意しました。 平成 30 年 3 月 31 日 (本人署名) 雇用 C美				

- 「雇用促進計画-5」に記載した事業所単位で「特定地域基準雇用者数総括表」を取りまとめ、雇用促進税制の対象となる労働者の詳細を記入してください。
- 「雇用促進計画-5」に記載した同意雇用開発促進地域に所在する事業所のうち雇用保険適用事業所ではない事業所（雇用保険適用事業所非該当承認を受けている事業所を含む。）については、「雇用保険適用事業所番号」欄の記載は不要です。
- 全ての欄を記入した後に、記載内容に相違がないか、対象労働者本人が直筆で署名をしてください（署名日は、原則として計画期間の終了日以降とします）。

○ 事業所単位で取りまとめた「特定地域基準雇用者数総括表」に記載した労働者ごとに、当該労働者（一般被保険者）の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写しを取りまとめてください（一の雇用保険適用事業所とすることができない場合（雇用保険非該当施設を含む）においては、計画期間の初日の前日及び終了日における当該事業所において勤務していた一般被保険者の数が確認できる書類を提出してください。〔詳細は7㉟（※2）をご確認ください〕）。その上で、提出する際には「特定地域基準雇用者数総括表」に記載した労働者の順番に整理してください。なお、労働条件通知書又は雇用契約書は各人の分を提出してください。

[illegible]

【番号10】
雇用C美氏
に係る資料

労働協約
又は
就業規則
又は
その他それらに準ずるものの写し

【番号2】
○△○△氏
に係る資料

労働協約
又は
就業規則
又は
その他それらに準ずるものの写し

計画終了（適用年度終了）時の記入方法～地方拠点強化税制における雇用促進税制～

※地方拠点強化税制における雇用促進税制を活用する場合に以下のとおりご記入ください。

【雇用促進計画－1】（記入例）

番号	⑩労働者の数 (計画期間の終了日)	⑫うち雇用保険 一般被保険者数 (計画期間の終了日)	⑭うち使用人兼 務役員及び役員 の特殊関係者数 (計画期間の終了日)	⑮労働者 増加数 (⑩－⑫)	⑮うち雇用保険 一般被保険者 増加数 (⑫－⑭)－(④－⑥)	⑳過去2年間 の事業主都合 離職の有無	事業所の廃止 又は新設	事業所の廃止 又は新設を 行った日
1 (主たる 事業所)	60	45	1	10	5	有・無	廃止・新設	月 日
2	5	4	0	5	4	有・無	廃止・新設	3月 3日
3	20	10	0	0	0	有・無	廃止・新設	月 日
4	0	0	0	▲10	▲10	有・無	廃止・新設	9月 30日
計	⑪ 130	⑬ 92	⑮ 1	⑮ 30	⑮ 18			

全ての雇用保険適用事業所について記入してください。

- 主たる事業所が、全ての事業所（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結子法人の雇用保険適用事業所を含む）分をまとめて記入してください。
- ⑩欄には、計画期間の終了日の全ての労働者の数、⑫欄には、⑩欄のうち雇用保険一般被保険者の数を記入し、さらに⑭欄には⑫欄のうち、ア）使用人兼務役員及びイ）役員及び使用人兼務役員の特殊関係の数の合計数を記入してください。
- ⑮欄には、⑩欄の数から⑫欄の数を引いた人数（減少した場合はマイナスの数）を記入してください。
- ⑮欄には、⑫欄の数から⑭欄の数を引いた人数から、④欄の数から⑥欄の数を引いた人数を引いて（減少した場合はマイナスの数）記入してください。
- 計画期間中に高年齢被保険者（雇用保険法第37条の2第1項に規定するもの。）となった人がいた場合は、その人数前事業年度末日の一般被保険者数から引いて記載してください〔詳細は19ページをご確認ください〕。⑪欄、⑬欄、⑮欄、⑮欄及び⑮欄は、続紙に記入した雇用保険適用事業所を含め、全ての事業所について合計した人数を記入してください。
- ⑳欄には、適用年度とその前事業年度についての事業主都合離職（雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因が「3 事業主の都合による離職」に該当するもの）の有無について記入してください。
- 以下の場合は、雇用促進税制の適用要件を満たしていないため、適用を受けることはできません。
 - ⑳欄に「有」の記入がある場合
 - ⑮欄の数が5人未満（中小企業は2人未満）である場合
- 計画期間中に雇用保険適用事業所の廃止または新設を行った場合は、該当箇所に丸を付けるとともに、廃止または新設を行った日を記入してください。
- 地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を予定している場合で、事業年度開始時に特定業務施設の雇用保険適用事業所番号が未取得で記載していない場合には、取得した雇用保険適用事業所番号を記載してください〔代替措置については17ページをご確認ください〕。

（続いて、税額控除の対象となる雇用増加数（⑳、㉑、㉒）を記入してください）

- ㉑欄、㉑欄、㉑欄に税額控除の対象となる雇用増加数を記入してください。
㉑欄が60万円（30万円（※1））、㉑欄が40万円（10万円（※1））、㉑欄が50万円（20万円※1）の税額控除の対象となる人数となります。
（※1）法人全体の雇用増加率が10%未満の場合。

㉑ ㉑の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者の合計数（雇用保険一般被保険者に限る。ただし、㉑の計画の対象となっている事業所における⑮欄の合計数又は⑮欄の数のいずれか少ない数が上原）
（以下「新規雇用労働者総数」という。）のうち次のア及びイの要件に該当する雇用保険一般被保険者の合計数……………

ア 労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者でないこと。

㉑ ㉑の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者総数のうち、㉑欄に掲げるア又はイの要件に該当しない雇用保険一般被保険者の合計数が、当該事業所における新規雇用労働者総数に占める割合が4割を超えときは、その超過部分に相当する数（その数に1未満の端数がある時には、これを1に切り上げるものとする。）……………

㉑ ㉑の計画の対象となっている事業所における⑮欄の合計数又は⑮欄の数のいずれか少ない数から、㉑欄の数及び㉑欄の数の合計数を控除した数（その数が0に満たない場合にあっては0）……………

- ㉑欄は、「雇用促進計画－4」の[㉑-2]欄の数を記載してください。
- ㉑欄は、「雇用促進計画－4」の㉑欄の数を記載してください。
- ㉑欄は、「雇用促進計画－4」の㉑欄の数を記載してください。

【雇用促進計画－４】（記入例）

① 拡充型 移転型 認定を受けた整備計画の期間(平成 29 年 4 月 1 日 から 平成 32 年 3 月 31 日 まで) のうち 1 期目

②				整備計画1期目				整備計画2期目				整備計画3期目			
番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	③ 整備計画認定日を含む事業年度開始時の雇用保険一般被保険者数	⑤ 整備計画1期目終了時の雇用保険一般被保険者数	⑦ 整備計画1期目における雇用保険一般被保険者増加数	⑪ 整備計画1期目における法人全体の雇用保険一般被保険者増加数	⑨ 整備計画2期目終了時の雇用保険一般被保険者数	⑪ 整備計画2期目における雇用保険一般被保険者増加数	⑬ 整備計画2期間で の累積増加数 (⑦+⑪)	⑮ 整備計画2期目における法人全体の雇用保険一般被保険者増加数	⑮ 整備計画3期目終了時の雇用保険一般被保険者数	⑰ 整備計画3期目における雇用保険一般被保険者増加数	⑲ 整備計画3期間で の累積増加数 (⑦+⑪+⑰)	⑲ 整備計画3期目における法人全体の雇用保険一般被保険者増加数
2	××支社	島根県****	〇〇〇〇-***** *	0	20	20	50								
計				④ 0	⑥ 20	⑧ 20		⑩	⑫	⑭		⑯	⑱	⑳	

- 整備計画1期目の⑤欄には「雇用促進計画－1」の⑫欄の内容を、⑦欄には「雇用促進計画－1」の⑱欄を、⑪欄には「雇用促進計画－1」の⑲欄の内容を再掲し、⑥欄及び⑧欄には合計数を記載してください。
- 整備計画2期目の⑨欄には地方活力向上地域特定業務施設整備計画2期目の「雇用促進計画－1」の⑱欄の内容を、⑪欄には地方活力向上地域特定業務施設整備計画2期目の「雇用促進計画－1」の⑲欄の内容を再掲し、⑩欄、⑫欄、⑬欄及び⑭欄には各々の合計数を記載してください。
- 整備計画3期目の⑮欄には地方活力向上地域特定業務施設整備計画3期目の「雇用促進計画－1」の⑱欄の内容を、⑰欄には地方活力向上地域特定業務施設整備計画3期目の「雇用促進計画－1」の⑲欄の内容を再掲し、⑯欄、⑱欄、⑲欄及び⑳欄には各々の合計数を記載してください。

当期における特定業務施設の新規雇用労働者数等					
⑳ 特定業務施設における新規雇用労働者数(※)	㉑ ア及びイの要件を満たす新規雇用労働者数(※)	㉒ ア又はイの要件を満たさない新規雇用労働者数(※) ([㉓-2]-[㉔-2])	㉓ 新規雇用労働者総数(※)の4割の数 ([㉓-2]×0.4)	㉔ 新規雇用労働者総数(※)のうち、㉒欄の合計数の占める割合が4割を超えるときは、その超過部分に相当する数 (㉔-㉓)	㉕ 地方事業所基準雇用者数から[㉔-2]欄の数及び㉔欄の数の合計数を控除した数([㉕-⑧、⑫若しくは⑯又は㉑]のいずれか少ない数)-([㉔-2]+㉔))
10	5				
[㉓-2]は⑧、⑫、⑯、㉑又は[㉓-1]のいずれか少ない数を記載 [㉔-2]は[㉓-2]又は[㉔-1]のいずれか少ない数を記載					
㉓-1 10	㉔-1 5				
㉓-2 10	㉔-2 5	㉒ 5	㉓ 4	㉔ 1	㉕ 14

(※)雇用保険一般被保険者で計画期間の終了日において当該特定業務施設に勤務している者に限る。

- ㉑欄には各特定業務施設において当期に新たに雇用した一般被保険者数（計画期間の終了日における一般被保険者に限る。）を記載し、[㉑-1]欄には、㉑欄のそれぞれの数（各特定業務施設の新規雇用労働者数）の合計を記載してください。※例外的に特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合、別途提出いただく書類から確認できる数を記載します。（7ㄱ参照）
- [㉓-2]欄には、当期における、特定業務施設の新規雇用労働者総数（※1）を記載してください。具体的には、当期における、特定業務施設の一般被保険者増加数に対応する⑧欄、⑫欄又は⑯欄の数、法人全体の一般被保険者増加数に対応する㉑欄の数又は[㉓-1]欄の数のいずれか少ない数になります。
- ㉔欄には、各特定業務施設の新規雇用労働者のうち無期雇用かつフルタイムの要件に該当する一般被保険者数を記入してください。記載される数は、計画終了時の提出書類である「地方拠点強化税制の総括表」並びに「地方拠点強化税制の総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写しにより把握できる数に限りま。
- [㉔-1]欄には㉔欄のそれぞれの数（各特定業務施設の新規雇用労働者数）の合計を記入してください。
- [㉔-2]欄には、当期における、特定業務施設の新規雇用労働者総数（※1）のうち、無期雇用かつフルタイムの一般被保険者の合計数を記載してください。具体的には、[㉔-2]欄の数又は[㉔-1]欄の数のいずれか少ない数になります。また、[㉔-2]欄の内容が、当期の「雇用促進計画－1」の㉑欄の内容と一致することを確認してください。
- ㉕欄には、当期における、特定業務施設の新規雇用労働者総数（※1）のうち、無期雇用又はフルタイムの要件に該当しない一般被保険者の合計数を記載してください。具体的には、[㉔-2]欄の数から[㉔-2]欄の数を控除した数になります。
- ㉖欄には、当期における、特定業務施設の新規雇用労働者総数（※1）の4割に相当する数（少数点第二位を切り捨てた上で少数点第一位の数まで記載してください。）を記載してください。具体的には、[㉔-2]欄の数に0.4を乗じた数（少数点第二位を切り捨てた上で少数点第一位の数まで記載してください。）になります。
- ㉗欄には、当期における、特定業務施設の新規雇用労働者総数（※1）のうち、無期雇用又はフルタイムの要件に該当しない一般被保険者の合計数の占める割合が4割を超えるときは、その超過部分に相当する数（その数に1未満の端数がある時には、これを1に切り上げてください。）を記載してください。具体的には、㉕欄の数から㉕欄の数を控除した数（その数に1未満の端数がある時には、これを1に切り上げてください。）になります。また、㉕欄の内容が、当期の「雇用促進計画－1」の㉕欄の内容と一致することを確認してください。
- ㉘欄には、当期における、特定業務施設の一般被保険者増加数又は法人全体の一般被保険者増加数のいずれか少ない数から、[㉔-2]欄の数及び㉕欄の数の合計数を控除した数（その数が0に満たない場合にあっては0と記載してください。）を記載してください。具体的には、整備計画1期目においては⑧欄の数、整備計画2期目においては㉑欄の数、整備計画3期目においては㉑欄の数又は㉑欄の数のいずれか少ない数から、[㉔-2]欄の数及び㉕欄の数の合計数を控除した数（その数が0に満たない場合にあっては0と記載してください。）になります。また、㉕欄の内容が、該当する計画期間における「雇用促進計画－1」の㉕欄の内容と一致することを確認してください。

(※1)雇用保険一般被保険者に限ります。

【地方拠点強化税制の総括表】（記入例）

「雇用促進計画-4」に記載した事業所単位で「地方拠点強化税制の総括表」を取りまとめ、地方拠点強化税制の対象となる労働者の詳細を記入してください。

【地方拠点強化税制の総括表】

特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数（※）

（※）一の雇用保険適用事業所番号を持たない特定業務施設においては、特定業務施設における全ての新規雇用者数

認定を受けた地方活力向上地域 特定業務施設整備計画の「移転型」「拡充型」の別		「移転型」「 拡充型 」		認定を受けた地方活力向上地域特定 業務施設整備計画の計画期間等		平成 29 年 4 月 1 日 から平成 32 年 3 月 31 日までのうち 1 期目	
番号（※1） （※1）「雇用促進計画-4」の番号		1	特定業務施設 の名称	〇〇支社		雇用保険適用事業所番号	※※※※※※※※※※※※
事業所の住所		栃木県××・・・					
番号	氏名	厚生 A男				雇用保険被保険者番号	
	雇用保険被保険者 資格取得日	平成 年 月 日				0 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0 - 0	
1	期間の定めのない雇用（※2）であるかどうか （※2）労働契約法（平成19年法律第128号）第17条 第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約 を締結していること。	期間の定めのない雇用 （無期雇用）		フルタイム雇用（※3）であるかどうか （※3）短時間労働者の雇用管理の改善等に関する 法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短 時間労働者でないこと。		フルタイム雇用 パートタイム雇用	
	本人確認	上記の内容について間違いのないことを確認しました。 平成 30 年 3 月 31 日 （本人署名） 厚生 A男 （厚印）					
2	氏名	労働B子				雇用保険被保険者番号	
10	本人確認	上記の内容について間違いのないことを確認しました。 平成 30 年 3 月 31 日 （本人署名） 雇用 C美 （雇印）					

- 「雇用促進計画-4」に記載した事業所単位で「地方拠点強化税制の総括表」を取りまとめ、地方拠点強化税制の対象となる労働者の詳細を記入してください。
- 「雇用促進計画-4」に記載した事業所を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合（雇用保険適用事業所非該当承認を受けている事業所を含む。）においては、特定業務施設において雇用促進計画の計画期間中に新たに雇用した一般被保険者のうち、雇用促進計画の計画期間の終了日においても引き続き当該特定業務施設に勤務している全ての労働者（無期雇用かつフルタイム以外の新規雇用者も含みます。）について取りまとめてください。
- 全ての欄を記入した後に、記載内容に相違がないか、対象労働者本人が直筆で署名をしてください（署名日は、原則として計画期間の終了日以降とします）。

【「地方拠点強化税制の総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写し】（綴り方）

- 事業所単位で取りまとめた「地方拠点強化税制の総括表」に記載した労働者ごとに、当該労働者（一般被保険者）の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写しを取りまとめてください（一の雇用保険適用事業所とすることができない事業所（雇用保険非該当施設を含む）の場合には、計画期間の初日の前日及び計画期間の終了日における当該事業所において勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類を提出してください。〔詳細は7頁（※2）をご確認ください〕）その上で、提出する際には「地方拠点強化税制の総括表」に記載した労働者の順番に整理してください。なお、労働条件通知書又は雇用契約書は各人の分を提出してください。

地方拠点強化税制の総括表（「雇用促進計画-4」の「番号」欄：1）

【番号1】
厚生A男氏
に係る資料

【番号2】
労働B子氏
に係る資料

・・・

【番号10】
雇用C美氏
に係る資料

出勤簿
（計画期間の終了
日のもの）

労働条件通知書
又は
雇用契約書

労働協約
又は
就業規則
又は
その他それらに準ずるものの写し

地方拠点強化税制の総括表（「雇用促進計画-4」の「番号」欄：2）

【番号1】
〇〇〇〇氏
に係る資料

【番号2】
〇△〇△氏
に係る資料

出勤簿
（計画期間の終了
日のもの）

労働条件通知書
又は
雇用契約書

労働協約
又は
就業規則
又は
その他それらに準ずるものの写し

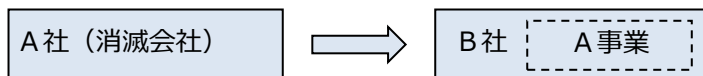
【雇用促進計画－3（企業組織再編に係る届出）】

※計画期間中に合併・分割などの企業組織再編を行った場合のみ作成

〈企業組織再編の4つのケース〉

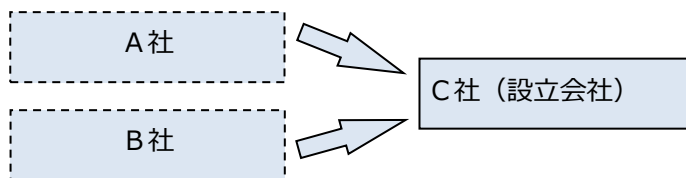
1. 吸収合併

当事者の1つ（存続会社）が存続して、他の消滅する会社（消滅会社）を吸収するもの。



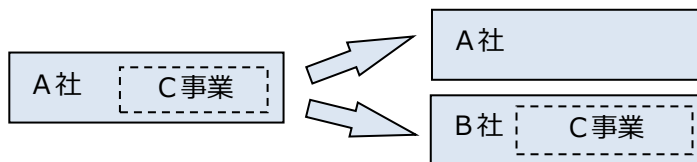
2. 新設合併

当事者会社のすべてが消滅して、新しい会社（設立会社）を設立するもの。



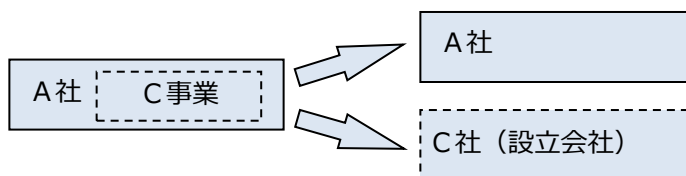
3. 吸収分割

分割会社（分割しようとする会社をいう）が事業に関して有する権利義務の全部または一部を既存の会社（継承会社）に継承させるもの。



4. 新設分割

分割会社が事業に関して有する権利義務の全部または一部を新しく設立する会社（設立会社）に継承させるもの。



（合併を行ったケース）

- 合併直前の雇用保険一般被保険者が50人だったA社が、事業年度途中で計画期間の初日の前日の雇用保険一般被保険者が100人だったB社に吸収合併されたとする。
- その後、B社において10人を新たに雇用したとしても、B社の計画期間の初日の前日の雇用保険一般被保険者は150人とみなされるため、雇用増は6.7%となり、10%以上の要件は満たさない（要件を満たすには15人以上の雇用保険一般被保険者の増加が必要）。

※ 上記は計画期間中に離職者がいないケース

(記入例 1) : 【吸収分割】他の企業に雇用保険一般被保険者を異動させた(継承元となった)場合

雇用促進計画の計画期間中に企業組織再編によって雇用保険一般被保険者を(継承された(継承元となった) 継承した(継承先となった))

合併(吸収合併・新設合併) 継承年月日 29 年 6 月 1 日
分割(吸収分割・新設分割)

自社 継承元事業所			他社 継承先事業所		
事業所名	適用事業所番号	事業年度(過去2年間) (例: H26.4.1-H27.3.31、 H27.4.1-H28.3.31)	事業所名	適用事業所番号	事業年度(過去2年間) (例: H26.4.1-H27.3.31、 H27.4.1-H28.3.31)
(株)〇〇本社	1234-567890-0	H28.4.1-H29.3.31 H29.4.1-H30.3.31	(株)△△支店	9876-543210-1	H28.4.1-H29.3.31 H29.4.1-H30.3.31
①計画開始時の被保険者数	②継承直前の被保険者数	③継承直後の被保険者数	④計画開始時の被保険者数	⑤継承した(された)被保険者数	
100	95	75	50	20	
⑥計画開始時のみなし被保険者数			⑦計画開始時のみなし被保険者数		
80					

①-⑤で計算

分割直前の被保険者数

②から20名が継承された被保険者数

継承した被保険者数

(記入例 2) : 【新設分割】他の企業から雇用保険一般被保険者が異動してきた(継承先となった)場合

雇用促進計画の計画期間中に企業組織再編によって雇用保険一般被保険者を(継承された(継承元となった) 継承した(継承先となった))

合併(吸収合併・新設合併) 継承年月日 29 年 7 月 1 日
分割(吸収分割・新設分割)

他社 継承元事業所			自社 継承先事業所		
事業所名	適用事業所番号	事業年度(過去2年間) (例: H26.4.1-H27.3.31、 H27.4.1-H28.3.31)	事業所名	適用事業所番号	事業年度(過去2年間) (例: H26.4.1-H27.3.31、 H27.4.1-H28.3.31)
(株)□□	1234-567890-1	H28.4.1-H29.3.31 H29.4.1-H30.3.31	(株)●●	9876-543210-0	H28.4.1-H29.3.31 H29.4.1-H30.3.31
①計画開始時の被保険者数	②継承直前の被保険者数	③継承直後の被保険者数	④計画開始時の被保険者数	⑤継承した(された)被保険者数	
100	95	75		20	
⑥計画開始時のみなし被保険者数			⑦計画開始時のみなし被保険者数		
			20		

分割直前の被保険者数

②から20名が継承された被保険者数

⑤で計算

継承した被保険者数



注意事項

1. 雇用者って誰のこと？

雇用者とは、**雇用保険一般被保険者**をいいます。

※以下に当てはまる人は雇用者には含まれません。

- ① 高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者
- ② 役員及び雇用保険一般被保険者である役員
- ③ ②の特殊関係者

- (1) 役員の親族
- (2) 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
- (3) 上記(1)(2)以外で、役員から生計の支援を受けている人
- (4) 上記(2)(3)と生計を一にしている、これらの人の親族

【計画記入にあたっての留意点】

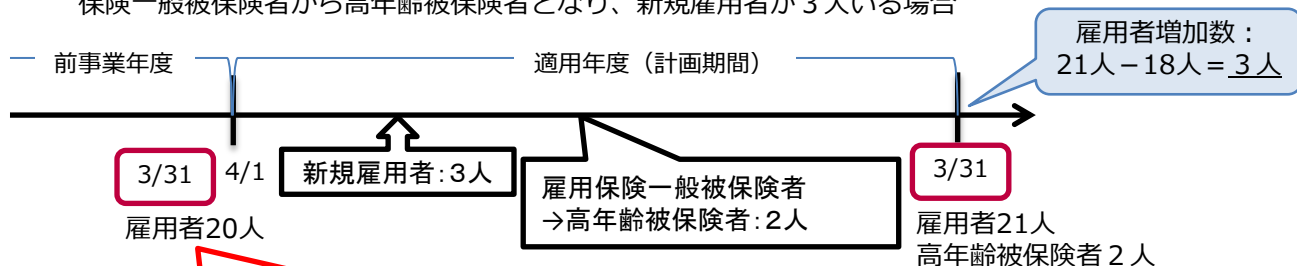
雇用促進計画-1の「⑥うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数(計画開始時)」と「④うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数(計画終了時)」には、**雇用保険一般被保険者である役員及び役員の特殊関係者の数を記入してください。**

2. 高年齢被保険者の取扱い

適用年度中に、**高年齢被保険者**となった人がいた場合は、適用年度開始時(計画期間の初日の前日)の雇用保険一般被保険者数からその高年齢被保険者となった人数を除いて、雇用者の増加数を算出することになります。

「高年齢被保険者」とは、65歳以上で新たに雇用された人又は65歳に達する日以前に雇用されていた事業主に65歳に達した日以降も引き続いて雇用されている人で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者ではない人をいいます。

(例) 4月1日～3月31日が適用年度(計画期間)で、その年度中に2人が65歳になって雇用保険一般被保険者から高年齢被保険者となり、新規雇用者が3人いる場合



この場合、適用年度(計画期間)中に高年齢被保険者となった人数は2人なので、前事業年度末日の雇用者は 20人 - 2人 = 18人として取扱う。

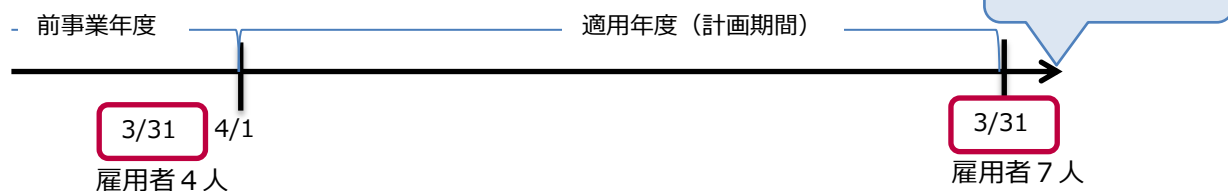
3. 雇用者数の起算日はいつ？

雇用増加者数は、**適用年度末日（計画期間の終了日）**と**前事業年度末日（計画期間の初日の前日）**の雇用者数の差となります。

【計画記入にあたっての留意点】

雇用促進計画－1の「④うち雇用保険一般被保険者数(計画開始時)」には**前事業年度末日（計画期間の初日の前日）**の一般被保険者数を、「⑫うち雇用保険一般被保険者数(計画終了時)」には**適用年度末日（計画期間の終了日）**の一般被保険者数を記入してください。

(例) 4月1日～3月31日が適用年度の場合



【参考】所得拡大促進税制との併用について

所得拡大促進税制と雇用促進税制もしくは地方拠点強化税制における雇用促進税制を同時に適用することができます。（所得拡大促進税制の所管は経済産業省）

【所得拡大促進税制の概要】

雇用者への給与等の支給額を一定割合以上増加させる等の要件を満たした場合、その増加額の10%を法人税額から控除できる制度（税額の10%（中小企業等等は20%）が上限）

【詳しくは】

所得拡大促進税制 ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

<お問い合わせ先>

- 雇用促進計画の作成・確認などについて →主たる事業所を管轄する労働局またはハローワーク
- 税額控除制度について →最寄りの税務署
- 地方拠点強化税制の全体の枠組み →経済産業省地域経済グループ立地環境整備課
- 地域再生法全般について →内閣府地方創生推進事務局
- 所得拡大促進税制について →経済産業省産業人材政策室



厚労省人事労務マガジン

企業の皆さまに役立つ人事労務に関する情報をメルマガで配信しています。
登録は、<http://merumaga.mhlw.go.jp/>から

